

令和元年12月24日

農林水産省食料産業局輸出促進課

シンガポールによる日本産食品の輸入規制の改正概要

シンガポールでは福島県産食品の一部について、放射性物質に係る輸入停止措置が講じられておりますが、シンガポール政府から令和2年1月16日以降通関するものより条件付きで解除するとの連絡がありましたので、お知らせします。

<輸入規制緩和の主な内容>

- ① 福島県産の水産物、林産物、並びに福島県7市町村（南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）産の全食品について、産地証明及び放射性物質検査報告書の添付を条件に輸入停止措置が解除されます。
- ② 福島県について、日本商工会議所作成のサイン証明が産地証明として認められます。
- ③ 福島県7市町村以外の福島県産栽培キノコに求められるのは、市町村単位の産地証明（商用インボイスで代替可）のみとなります。

緩和後の輸入規制の詳細については、[シンガポールによる日本産食品の輸入規制の概要](#)をご参照願います。

【問い合わせ先】

農林水産省食料産業局輸出促進課海外輸入規制対策室

担当：鎌川、若林、柳井

電話：03-6744-2061（直通）